九州大学学術情報リポジトリ
Kyushu University Institutional Repository

資料と公共性 : 2019年度研究成果年次報告書

岡崎, 敦
九州大学大学院人文科学研究院：教授

藤川, 隆男
大阪大学大学院人文科学研究科：教授

市澤, 哲
神戸大学大学院人文科学研究科：教授

松田, 陽
東京大学大学院人文社会系研究科：准教授

他

https://doi.org/10.15017/2557155

出版情報：2020-03-06. 九州大学大学院人文科学研究院
バージョン：
権利関係：

イギリスにおける情報管理専門職
（アーキビスト／レコード・マネジャー）の現代的変容

清原和之

はじめに

現代における情報社会の進展は、情報管理のあり方を根本的に変化させるとともに、情報資源の管理と利活用に関わる専門職の存在や意義を動揺させつつある。とりわけ、アーカイブズ学では、従来の歴史資料の保存から、記録を生み出す業務プロセス自体の管理へとその管理領域の重点が移行し、他方で、MLA 連携に代表されるような、情報の資源としての価値づけ、共有、利活用の動きが高まってきている。こうした情報を取り巻く社会環境の変容のなかで、アーキビストやレコード・マネジャーと呼ばれる情報管理専門職にはどのような役割が求められ、その専門性はいかに担保され、社会におけるプレゼンスを確保してきているのか。本稿では、現代情報社会への対応からその存在感を増してきているイギリスのアーカイブズ界の動向に焦点を当て、その情報管理専門職の教育、学位制度、キャリア形成のあり方について論じ、その 2000 年代以降の歩みから、現代社会に求められる専門職のあり方について考察する（イギリスにおけるアーキビスト養成・認証制度に関する概要については、国立公文書館が 2019 年 11 月に公表した「アーキビスト養成・認証制度調査報告書」所収の白川栄美「２　イギリス」、21-38 頁を参照されたい）。

１．TNA の役割の「現代化」

現代におけるイギリスのアーカイブズをめぐる動きを象徴するのは、英国国立公文書館の変容である。周知のように、イギリスでは、2003 年に国立公文書館の名称が PRO（Public Record Office）から TNA（The National Archives）へと変更された。これは、従来、公記録管理を担ってきた PRO と、民間所在資料の調査とその情報を収集し、登録することを担ってきた王立歴史資料委員会（Royal Commission on Historical Manuscripts; Historical Manuscripts Commission: HMC）が統合されたことが契機とされるが、TNA がアーカイブズ機関としての役割を変容させる上で、より重要であったのは 2000 年の情報自由法（The Freedom of Information Act：FOIA）の制定（2005 年施行）である。FOIA の制定により、TNA は公記録の移管、公開のみならず、その作成時点からの情報の公開と活用への積極的な関与を展開してきている。TNA がイギリス政府の情報管理全般における政策的リーダーシップを強めていく転機となったのは、2006 年の公共機関情報局（Office of Public Sector Information：OPSI）との合併である。OPSI は公共機関が作成・収受した情報の再利用を促進し、規制することを目的に 2005 年に設立されたが、この OPSI の役割が TNA に与えられることで、単なる公記録の保存・利用機関から、政府情報全般の管理・活用を促進し、主導していく機関へと変貌していくこととなった。

この TNA の役割の変容には、1980 年代以降のカナダやオーストラリア、ニュージーランドにおける、記録の作成時点からの管理を志向するレコードキーピング概念の政府機関

への導入の動きが大きく作用したことが指摘されている（N. Ceeney (2008), p. 65.）。TNA の最高経営責任者を務めたナタリー・シーニィは、その 2008 年の論文で、ヒラリー・ジェンキンソン以来、1954 年の「グリッグ・システム」へと引き継がれているイギリスの記録管理思考、すなわち、事後的な評価選別と受動的な保管の考えは、「いまや無力であるばかりでなく、実際上危険である」、と警鐘を鳴らした（Ibid, p. 62.）。シーニィはさらに、政府情報の管理をその初期段階から保証していく上で、「記録」の概念そのものにも疑義を呈する。すなわち、現代の電子環境下においては「記録」や「パブリケーション」、「情報」の定義が揺らいできており、また、記録情報を生み出す業務プロセスを取り巻く環境も、かつては委員会に置いて全ての決定がなされ、その意思決定が記録されたが、いまや大臣の発言、メモ、E メールのなかでなされた決定が重要な意味を持ち始めており、もはや狭義の「記録」に留まらない、公的機関によって生成されるあらゆる全ての情報の管理が保障されねばならない、と主張する（ibid, pp. 65-66.）。

TNA は情報管理への政策的リーダーシップを発揮していく上で、「生きている情報（Living information: The Vision of the National Archives）」というビジョンを掲げた。そして、このビジョンを反映して、①「情報管理をリードし、変革する」、②「今日の情報の明日への存続を保証する」、③「あらゆる人々の生活に歴史をもたらす」という 3 つの課題が示された。②と③は、電子記録の長期保存とオンラインでの記録へのアクセスを提供することに関わるが、シーニィが保存とアクセス以上に強調しているのは、①の政府情報管理の変革である。イギリス政府は新たな情報管理を主導していくために、知識協議会（Knowledge Council）を設置した。この協議会には、各政府機関の知識・情報部門の上層部が参加し、政府全般の知識情報管理戦略の開発や知識と情報の管理に関わる指導的能力の開発を行う役割が与えられ、この知識協議会の情報管理戦略を進める上で、TNA は重要なパートナーとして位置づけられることとなった（知識協議会の活動について、詳しくは、中島、2011 年、5-7(180-178)頁を参照）。この知識協議会は 2014 年に知識情報管理指導者ネットワークと知識情報管理上席専門家グループの二つのグループに取って代わったが、それは、これまでの省庁ごとのトップ・ダウンのアプローチでは弊害が生じたため、部門横断的な協同のアプローチを進めていくためであった。そして、2017 年には、TNA と政府デジタル事業との協同で、内閣府デジタル記録・情報管理チームにより、『より良い政府のためのより良い情報』という報告書が公表された。この報告書では、記録となる前の生の資料（raw material）としての E メールや文書、プレゼンテーション、スプレッドシートを情報と位置づけ、これらの情報は政策の開発、意思決定、実施、成果の達成にとっての必要条件であり、「情報の管理はより良い政府にとって不可欠なものである」と指摘する（Cabinet Office(2017), p. 3）。しかし、電子化が進む現代では、日々の情報管理の責任は個々の役人に委ねられるため、各部門で個々の情報を同定し、評価することがより困難となってきており、このような電子情報が非構造化されている現状が日々の業務を進める上での潜在的なリスクを生み出し、個々の情報を資産として価値づけ、有効的に活用する機会も喪失していると主張される。こうした個人と省庁間に潜在的に存在する問題を改善し、効果的な情報管理を実現していくためには、個人による情報の保存、チーム間での情報の有効利用、

省庁間での組織的知識の改善を促す情報管理の有効な循環を促すことが必要であるとした上で（ibid, p. 15.）、このような政府全般の情報に対するリスクを評価し、効果的な管理を実現していくために、TNA のサポートを得た知識情報管理専門家チームの助言と支援の役割が鍵となると報告書は述べる。以上のように、現代の TNA は公記録の基となる政府の意思決定を支え、アカウンタビリティを確保し、さらには、価値ある知識としての利活用を促進するための情報の管理を支援する積極的な役割を担ってきているのである。

２．大学教育と ARA による教育プログラムの認定

TNA が事後的なアーカイブズ管理から、作成時点からの記録・情報管理への関与へとその役割を変化させてきたように、アーキビストやレコード・マネジャーの専門職教育全般も、近年、大きく変容してきている。イギリスにおけるアーキビスト養成のための教育プログラムは、イングランドでは 1947 年にロンドン大学（University College London）、リバプール大学（University of Liverpool）、オックスフォード大学ボドリアン図書館（Bodleian Library, Oxford）の三大学で開始され、ウェールズではアベリィストウィス大学（University of Aberystwyth）、バンガー大学（Bangor University）で、アイルランドではダブリン大学（University College Dublin）で、それぞれディプロマ・コースが設けられた。これらの大学におけるアーカイブズ教育プログラムでは、アーカイブズ管理（Archive Administration）と古書体学（palaeography）・文書学（diplomatic）の実践的スキルが教授された。このような教育プログラムは 1980 年代まで続けられ、主に地方自治体記録局の拡大に対応し、その需要に適合するアーキビスト養成が行われていった（E. Shepherd (2009), p. 193）。また、この頃までは、アーキビスト教育において、ビジネス・アーカイブズやレコード・マネジメントへの認識は欠落していたが、1980 年代には、新たに学位を取得したアーキビストが職を得ることが非常に困難になっていった。そうしたなかで、1990 年代初頭に、ノーサンブリア大学（University of Northumbria）で記録・情報管理の修士課程（MSc）が設置された（ibid, p. 195, 200.）。

そして、1985 年には、アーキビスト協会（the Society of Archivists: SoA）により、アーカイブズ管理とレコード・マネジメントのための最初の大学教育プログラムの認定が実施された。この大学教育プログラムの認定はおよそ 5 年ごとに実施され、現在 SoA から改称した Archives and Records Association（ARA）のウェブ・サイト上で確認できる最新の情報では、2015 年時点でロンドン大学（MA in Archives and Records Management）、リバプール大学（Master of Archives and Records Management (MARM)）（以上、イングランド）、アベリィストウィス大学（MSc Econ in Archives Administration, full time; MSc Econ in Archive Administration, by distance learning; MSc Econ in International Archives, Records and Information Management, by distance learning）（ウェールズ）、ダンディー大学（Dip/MLitt in Archives and Records Management; MSc in Archives and Records Management (International); MSc Records Management with Digital Preservation; MSc Records Management with Digital Preservation (International)）、グラスゴー大学（Dip/MSc in Information Management & Preservation）（以上、スコットランド）、アイルランド国立大学（MA in Historical Archives）、ダブリン大学（MA

in Archives and Records Management）（以上、アイルランド）の 7 大学 12 コースが認定されている（ARA, *Operational Procedures and Assessment Criteria of the Archives and Records Association Qualification Accreditation Panel*, p. 20.）。

現在の ARA の大学教育プログラムの認定基準の特徴は、ICT 環境の伸展、ガバナンスの透明性とアカウンタビリティが求められる現代の社会状況を反映して、もはやアーカイブズ管理のプログラムだけでは認定されず、認定基準を満たすにはアーカイブズ管理と記録管理を統合したレコードキーピングに適合するプログラムが要求されることである。この点で、2004 年に開設されたスコットランドの 2 つの大学院、ダンディー大学とグラスゴー大学の教育プログラムの設置の経緯は興味深い。両大学はともに情報時代の課題に応答しつつも、ダンディー大学では ICT を利用したウェブ・ベースの「アーカイブズと記録管理」のコースが遠隔教育のみで提供され、他方、グラスゴー大学ではフルタイムのキャンパス・ベースの「情報管理および保存」のコースが設けられ、特に「デジタル」に重点が置かれている、という（M. Procter(2005), pp. 67-68）。この 2 大学のコースが設置されるに至った背景には、20 世紀末ごろからのレコード・マネジャーへの需要に対する供給の不足、データ保護や電子記録の管理をめぐる問題の顕在化、2002 年のスコットランド情報自由法の制定といった技術的、法的環境の変化があった。特に、中央政府機関やスコットランドの国民医療サービス（NHS）、そして、民間企業での記録管理専門職の雇用の拡大が見込まれるなかで、レコード・マネジャーの養成に重点を置いた、アーカイブズと記録管理を統合した教育課程が構想された（F. Rankin (2003)）。

それでは、ARA の認定基準とはどのようなものとなっているのか、その基準項目の一つである「カリキュラム」部分についてみておきたい。認定基準では、全てのプログラムで ARA が要求する核となる成果（Core Outcomes）の達成が見込まれることが求められ、その要求される成果は二つ用意されている。その一つは、アーカイブズと記録管理双方の教育を提供することが期待されるプログラムで、二つ目は、記録管理に特化したプログラムである。二つの核となる成果の内容を対照させてみてみたい（ARA, *ibid*, pp. 11-19; 認定審査基準の概要については、白川、27 頁）。

アーカイブズと記録管理結合プログラムの核となる成果	記録管理プログラムの核となる成果
レコードキーピング：理論と原則	**レコードキーピング：理論と原則**
プログラムを修了することで、受講生は以下のことを理解し、説明できる専門的知識と技能をもつ。 ・アーカイブズと記録管理領域における専門職の行動規範（倫理的要件を含む）と専門職団体の役割の重要性 ・アーカイブズ実践を支えるアーカイブズの理論とその重要性	プログラムを修了することで、受講生は以下のことを理解し、説明できる専門的知識と技能をもつ。 ・記録管理における専門職の行動規範（倫理的要件を含む）と専門職団体の役割の重要性 ・記録管理が情報管理の領域のどこに位置づくか、記録管理とアーカイブズ管理、情

・アーカイブズ管理と記録管理が情報の領域のどこに適合するか ・記録、データ、文書、情報、アーカイブズの性質と特性、及び、それらの特性に対する先入観や認識を問う必要性 ・記録のフォーマットや媒体、及び、レコードキーピング・システムの類型の進化、及び、それらの知的、物理的管理のための含意を評価すること ・情報資源としてのアーカイブズと記録の価値、政府や他者に説明する義務を守らせる市民の手段、法的、道義的アカウンタビリティ、及び、文化的、歴史的目的のための証拠の価値 ・アーカイブズと記録管理に適用可能な行政的、法的、規制的枠組みと標準、及び、それらの公的機関、民間機関双方における適切な組織的コンテクストのもとでの解釈 ・組織とその組織が作成する記録とアーカイブズの関係性 ・国内的、国際的な政治的、経済的、社会的、技術的環境の影響	報／知識管理、情報技術、情報セキュリティ、リスク・マネジメント、訴訟支援、コンプライアンス管理を含む関連する分野との関係性 ・記録、データ、文書、情報、アーカイブズの性質と特性、及び、それらの特性に対する先入観や認識を問う必要性 ・専門的理論と、記録を管理するプロセスにおけるその意味の同定 ・技術の変化とその陳腐化、管理の変化、新しい働き方を含む、急速に変化する情報環境における記録管理の理論と原則の適用 ・法的、道義的アカウンタビリティ、及び、文化的、歴史的目的のための情報資源と証拠双方の異なるコンテクストにおける記録の価値 ・行政的、法的、規制的枠組みと標準、及び、異なる組織的コンテクストにおける記録管理に対するその関連性の解釈 ・記録管理における政治的、経済的、社会的、技術的環境のインパクト、及び、国際的に考慮すべき事柄 ・アウトソーシングのような、記録管理サービスを実行するための異なるメカニズムとモデル
レコードキーピング：システムとプロセス	**レコードキーピング：システムとプロセス**
プログラムを修了することによって、受講生は以下のことを可能とする専門的知識と技能を得る。 ・記録管理プログラムとシステムの開発のために、データを収集し、組織的機能、レコード・システム、レコード（バイタル・レコードを含む）を同定する適切な調査・分析技法の使用 ・捕捉、組織化、分類、同定、検索、追跡、処分を含む、記録の知的コントロールのた	プログラムを修了することによって、受講生は以下のことを理解し、説明する専門的知識と技能を得る。 ・ある組織の記録管理要件と、その組織にあった効果的で適切なポリシーと手順の開発 ・記録管理のプロセスとコンプライアンスにとって相応しい管理的、運用的責務の定義と割当て ・特定の組織文化のコンテクストにおける

めのシステムと手順の設計と実施 ・アーカイブズの編成と記述を統御する原則と標準の理解、解釈、適用 ・文書学の重要性を認識した文書の同定、解釈、記述、真正性の証明 ・アーカイブズと記録の管理のためのシステムの特定、調達、実施の仕方の理解	異なるタイプの記録の範囲と性質、役割を特定し、評価するための監査、目録化、インタビューを含む、適切な調査とデータ収集技法 ・捕捉、組織化、分類、同定、検索、追跡、処分を含む、記録の知的コントロールのためのシステムと手順 ・記録管理システムの設計のための分析と業務分類技法の適用 ・再検討、廃棄、または、永続的なアーカイブズへの移管を含む活動を通じた、記録の体系的な処分を管理するための記録の評価、記録のリテンション／処分スケジュール、その他の技法と手順 ・記録管理プログラムが適切に行われるような、諸活動の定期的なモニタリングと監査の必要性
キュレーションと管理運営	**キュレーションと管理運営**
・受入れに影響を与える法的、財政的、技術的、手続き的な論点を考慮した受入れポリシーの設計と適用 ・アーカイブ施設の目的、収蔵範囲、その社会における役割を考慮に入れた評価選別戦略の開発と実施 ・媒体や形式とは無関係な記録の物理的構成を含む、セキュリティと完全性に対するリスクの評価、査定、検討 ・記録への損傷のリスクを評価し、軽減すること、保存と保護の役割の重要性、アーカイブズ的保護の基礎的原則 ・保存ポリシーの設計と適用 ・緊急事態対策プラン、業務継続性、災害復旧プランの設計と実施 ・適切な代替プログラムの設計 ・記録とアーカイブズ、それに関わるコミュニティの歴史的表象と社会との間の関係性の分析	・バイタル・レコードの特定と保護を含む業務継続性と災害復旧プランの開発 ・組織とその記録に相応しいアクセスとセキュリティの分類、コントロール要件の設計、付与、実施 ・記録のセキュリティと完全性に対する評価、査定、検討 ・知的所有権、プライバシー、情報公開、オープン・データを含む、情報ガバナンスとコンプライアンスを維持、管理するための手続きの開発 ・コンティニュアムとライフ・サイクルを通じた、真正な記録の保存とシステムのための資源と管理技法 ・全ての媒体の記録の物理的コントロールのためのシステムと手順の実施

・適切な、費用効率に見合った保管を含むすべての媒体の記録の物理的コントロールのためのシステムと手順の設計と実施 ・記録管理の便益の例示とポリシーの設計、その実施のための責務の定義 ・記録管理プログラムを評価し、監査するシステムと手順の設計と実施	
アクセス、アドボカシー、ステークホルダー	**アクセス、アドボカシー、ステークホルダー**
・異なるタイプの組織の構造、文化の評価、及び、それらの潜在的な強制力と機会の認識 ・アーカイブズ・記録管理サービスを運用するための効果的な人的資源のマネジメント、プロジェクト・マネジメント、財政管理、コミュニケーションと対人関係スキルの必要性と鍵となる原理の認識 ・リスク管理のコンテクストのなかでの記録管理の実行 ・記録管理の便益分析を支え、業務事例を組み立てるツールの同定と使用 ・関連する学問領域の専門職や機関、その他のステークホルダーとのパートナーシップの創出と発展 ・カスタマー・ケアの効果的な基準の確保 ・効果的な運営のための手続きを確立するための、閲覧室の物理的レイアウトと中身の設計 ・スタッフの対ユーザー研修を含む、アドボカシーと意識向上の育成と伝達 ・効果的なデジタルの配置の設計、実施、維持 ・コミュニティの学習、支援と発展の資源としてのアーカイブズと記録の探究 ・アーカイブズに使用する教育サービスの設計 ・アーカイブズと記録を発信するためのプ	・潜在的な強制力と機会を管理し、利用するための異なるタイプの組織的構造と文化、並びに戦略 ・記録管理サービスを運用するための効果的な人的資源のマネジメント、プロジェクト・マネジメント、財政管理、コミュニケーションと対人関係スキルの必要性と鍵となる原理の認識 ・業務プロセスの改善、サービスの伝達、意思決定支援、組織とそのステークホルダーの利害の保護、組織記憶の維持、便益分析とリスク・マネジメントのツールと方法の役割と使用を含む、記録管理の便益 ・システムのユーザーの要件と彼らの記録への適宜のアクセスを支える記録管理手順の設計の必要性 ・適切なドキュメンテーションと理解を向上させる研修、及び、記録管理のポリシー、原則、実務に伴うコンプライアンスを含む効果的なコミュニケーション・プログラムの必要性 ・関連する学問領域の専門職や機関、その他のステークホルダーとのパートナーシップの創出と発展 ・エンド・ユーザーと他のステークホルダーのための相応しいトレーニングの必要性

ログラムの設計 ・収入増とファンド・レイジングのためのアーカイブズの使用	

カリキュラムから、アーカイブズと記録管理を統合した包括的なレコードキーピングに基づく教育がなされる一方、「レコードキーピング：理論と原則」では、記録管理に特化したプログラムでは情報の管理まで含めたより厳密な理解が求められている。また、「キュレーションと管理運営」に関しても、アーカイブズと記録管理結合プログラムではアーカイブ施設の運営に関わる詳細な知識が求められるが、記録管理特化プログラムではバイタル・レコードの保護や事業継続性の設計が第一に求められ、「アクセス、アドボカシー、ステークホルダー」についても、結合プログラムではユーザーやコミュニティの支援が含まれるが、記録管理特化プログラムでは組織の利害の保護やコンプライアンスに重点が置かれていることが分かる。しかし、双方とも、レコードキーピングの観点に基づく理論と実践が求められていることが特徴といえよう。

３．継続的専門職開発の必要性

ここまで、現代の社会環境の変化に対応したレコードキーピングの必要性と、それに適合して、従来のアーキビストやレコード・マネジャー等の専門職も、アーカイブズ管理と記録管理を統合した情報管理専門職としての教育が求められていることをみてきた。しかしながら、記録や情報を取り巻く法的、技術的、社会的環境が日々急速に変化していくなかにあっては、高等教育の学位を得て専門性を身につけただけではもはや十分ではなく、進展する社会環境に適合的な新たな知識を学び直し、相応しい技能や能力を向上させていかなければならない。そこで、専門職としてのキャリアを継続させていく上で求められてくるのが、「継続的専門職開発（Continuing Professional Development: CPD）」である。

CPD は個々の専門職の能力を維持、向上させるために、自己の能力を見極め、これまでとは異なる新たな役割や職務を遂行するための知識や技能、能力を得るために学習や訓練を一定期間行い、その目標が達成されたかどうかを評価する制度である。SoA は 1980 年代ごろに、数年間の実務経験があり、相応しい認定アーキビストの照会と少額の料金を納めて簡単な申請書を提出すれば、新たに認定されたアーキビストとして登録される「登録スキーム」を導入したが、それ以来、徐々に継続的な能力開発を行う CPD の体系化されたプログラムに基づく枠組みを発展させていった（M. Crockett (2007), pp. 92-93）。SoA（現 ARA）の CPD の特徴は、能力適性を測る独自の枠組み（Competency Framework）と、個人の能力開発をサポートするより経験と知識の豊富な指導者（mentor）の存在、そして、専門職の能力向上が達成されれば審査を受けることとなるが、その認定基準が能力適性ごとにレベル分けされていることである。当初、CPD は大学院資格を認定された者のみがエントリー可能であったが、2006 年からは実務経験に乏しく、より専門性の低いボランティアなどの経験があるような初心者でも申請可能なプログラムが開始され、現在では基礎会員資格（Foundation Membership；初級）、登録会員資格（Registered Membership；公認）、特別

会員資格（Fellow membership；フェロー）の 3 つのレベルが設けられている（ARA, *Professional Development Program*; 白川、前掲、34 頁）。

以上のような継続的な専門職の能力開発の枠組みが構築・発展してきたのには、主に２つの理由がある。一つは、大学院教育プログラムを経て新たに専門職となった人びとがすぐにパーマネントの職を得られるとは限らず、短期雇用か一時的な契約職としてキャリアを継いでいかなければならない状況が強まってきたこと、二つ目は、とりわけ、記録管理の領域で、他の学問分野で専門資格を持つか、まったく専門性を持たない者が記録管理業務に従事する例が増加してきたことである（Crockett, op. cit., pp. 91-92）。このような学位取得後のキャリアの継続と、大学院課程でのレコードキーピングの専門教育を受けていない人々の専門職としての能力の向上のための受け皿として、CPD プログラムは重要な役割を担っている。

しかし、この CPD プログラムが実際にうまく機能しているかというと、現実はより厳しいものとなっている。その例として、2008 年以降のアイルランドのアーキビスト、及び、レコード・マネジャーの就業状況について調査したサラ・ポーチの研究を見てみよう。アイルランドでは、リーマン・ショックを頂点とする 2007 年から 2008 年にかけてのグローバルな金融危機の煽りを受け、急激な不況に陥った。この金融危機の影響により、アイルランドの失業率は上昇し、政府は行政機関の雇用を一時停止し、アイルランド国立公文書館や大学、地方公文書館でも新たに資格を得たアーキビストの雇用の機会が失われることとなった。こうした状況下で、2011 年には「ジョブ・ブリッジ（JobBridge）」と呼ばれるナショナル・インターンシップ・スキームが設けられた。このスキームは失業状態にある人々を週 50 ユーロでインターンとして６～9 か月間受け入れるものであったが、雇用者側にとってはタダ働き同然であり、「搾取の」スキームとして批判された。しかし、他の多くの機関と同様、国立公文書館やギネス・アーカイブズ等のアーカイブズ機関もこのスキームを利用していった（Poutch (2016), pp. 157-158）。

このような環境下での新規のアーカイブズ専門職の個人的経験を調査するために、ポーチはオンラインでの質問調査を実施した。その結果、アイルランドでは記録管理に関係する領域では全く働いておらず、多くはアーカイブズ的コンサルタント業で働くか、専門職外の仕事を得ており、回答者の大部分は専門職を去る必要性を感じていた。また、回答者の 76％が大学院課程でのアーカイブズ実習に「非常に」ないし「おおむね」満足していたが、同様に 72％の回答者が専門職団体からはアーカイブズ関係の雇用市場を渡り歩くためのサポートを「まったく」受けていないと回答した（ibid, pp. 160-161）。アーキビストの短期雇用契約はキャリアの初期段階では一般的にみられるものだが、その多くが後に常勤か長期雇用の職を得ていった 1980 年代とは異なり、先行きの不透明な 2008 年以降の雇用環境が、専門職の仕事に対する気力を喪失させていることを窺わせる調査結果となっていた（ibid, p. 165）。このような短期雇用の職を繋ぎ、ステップアップを図るために ARA の CPD プログラムが役立つはずなのだが、アイルランドのアーキビストの登録者は 2009/10 は 5 名、2010/11 は 3 名で若干の増加傾向がみられたが、2011 年から 20014 年にかけては 1 名ずつで横ばいであった。この要因としては「メンターの不足、雇用の見込みのなさ、時間

を捻出することの困難さ、そして、研修に掛かる費用」（ibid, p. 164.）などが考えられた。現在、ARA では CPD プログラムへの登録に毎年 10 ポンド（Foundation Programme）・35 ポンド（Registered Programme）、評価の申請には 50 ポンド（Foundation Membership）・75 ポンド（Registered Membership）の費用が掛かるが、短期雇用で生計を立てているアーキビストには厳しい面があるだろう。また、メンターとのオンラインでの研修機会の提供やキャリアの初期段階のアーキビストへのサポートの充実など（ibid, p. 166.）、CPD をより充実させていくための更なる改良とより広い機会の提供が求められている。

おわりに

本稿では、2000 年代以降のイギリスにおけるアーキビスト／レコード・マネジャーの教育、学位制度、キャリア形成のあり方について、それが法的、技術的、社会的環境の変化に応じて転換してきている現況をみてきた。すなわち、情報社会化の進む現代では記録・情報管理への事前の関与が不可避的に要請され、記録・情報管理を専門とする人材を養成する大学院課程では従来のアーカイブズ管理のみの教育から、記録の生成から管理、保存、処分までの包括的なレコードキーピングの視点に基づく教育プログラムの実施が求められ、学位取得後も、専門職のキャリアを継続していくための知識の更新、技能や能力の向上が必要とされていることを具体的な事例や状況を踏まえながら論じてきた。ジェンキンソンの伝統を引き継いできたイギリスにおいても、20 世紀後半には記録管理の必要性が認識され（Shepherd, *op. cit.*, pp. 193-195.）、21 世紀の現在ではアーキビストとレコード・マネジャーは異なる二つの専門職ではなく、同じ一つの専門職として見なされるに至っている。それでは、これまでの専門職がレコードキーピング専門職へと収斂し、ライブラリアンや博物館学芸員はもとより、IT 専門家やデータ・アナリスト等の情報専門職と接近していくなかにあって、そのアーキビストやレコード・マネジャーの専門性の核にあるものとは何なのであろうか。

M・プロクターは 19 世紀以来の歴史的調査を支えるというアーカイブズの役割や 1990 年代から 2000 年代にかけてのアーカイブズの文化資源化はアーキビストの核となる役割を見失わせてきたとして、フランス革命以前のアーカイブズの役割を再評価している。すなわち、初期近代のヨーロッパ社会では、所有権や特権を保護し、継承するためにアーカイブズが管理され、諸権利を支えるための証拠を保持するレコードキーピングが適切に行われてきた、と指摘する（Procter (2017), pp. 299-301.）。翻って、20 世紀末以降の現代でも、人権を保護するためのアーカイブズ実践が重視されてきているとし、1948 年の国連人権宣言に改めて注意を喚起する。興味深いのは、アーカイブズの社会的価値の認識に基づく諸活動を支えるアカウンタビリティを追及するための記録へのアクセスを定めた情報自由法も、データ保護法も、先住民の土地権の保護も国連人権宣言から引き出されてきた、とする指摘である（ibid, p. 302.）。「諸権利」の構成は歴史的に変化してきたが、「権利を保護する」という役割をアーキビスト／レコード・マネジャーの専門職の核となる役割として位置づけようとするプロクターの主張は、関連する情報分野の専門職のなかでのアイデンティティを確かなものとするとともに、権利の証拠を保護しアクセス可能にするというレコ

ードキーピング専門職の役割の社会的認知を高めていくことにつながっていくのではないだろうか。専門性が揺らぎつつある現代社会のなかで、自身の役割を明確に意識した情報管理専門職の教育と、権利を保護するための適正なレコードキーピングを担っていくための継続的な専門職の能力向上が求められている。

参考文献

Archives and Records Association, UK & Ireland, *Operating Procedures and Assessment Criteria of the Archives and Records Association Qualifications Accreditation Panel*, https://www.archives.org.uk/images/Careers/Accreditation_Criteria_2018.pdf （accessed 2020 年 2 月 16 日）

Archives and Records Association, UK & Ireland, *Professional Development Programme Guide –Updated February 2020*, https://archivesandrecords.smapply.io/res/p/programme-guidance/ (accessed 2020 年 2 月 16 日)

Archives and Records Association, UK & Ireland, *Professional Development Programme fees*, https://archivesandrecords.smapply.io/res/p/programme-guidance/ (accessed 2020 年 2 月 16 日)

Cabinet Office, *Better Information for Better Government*, 18 January 2017, https://www.gov.uk/government/publications/better-information-for-better-government (accessed 2020 年 2 月 16 日)

Ceeney, Natalie, "The Role of a 21st-century National Archive－The Relevance of the Jenkinsonian Tradition, and a Redefinition for the Information Society", *Journal of the Society of Archivists*, 29(1), 2008, pp. 57-71.

Crockett, Margaret, "Continuing Professional Development and the Hallmarks of Professionalism: An Overview of the Current Environment for the Record-keeping Profession", *Archives and Records*, 28(1), 2007, pp. 77-102.

Poutch, Sarah, "Building an archivist: exploring career paths in our profession since 2008 (an Irish perspective)", *Archives and Records*, 37(2), 2016, pp. 157-169.

Procter, Margaret, "On the Crest of a Wave or Swimming Against the Tide? Professional Education in an Information-conscious Society", *Journal of the Society of Archivists*, 26(1), 2005, pp. 55-73.

Procter, Margaret, "Professional Education and the Public Policy Agenda", *Journal of the Society of Archivists*, 28(1), 2007, pp. 19-34.

Procter, Margaret, "Protecting rights, asserting professional identity", *Archives and Records*, 38(2), 2017, pp. 296-309.

Rankin, Frank, "The Scottish Postgraduate Archives Training Project –issues for the records management community", *Records Management Journal*, 13(1), 2003, pp. 32-43.

Turner, Margaret D., "Educational Programmes in Archives and Records Management in the UK and Ireland: An Overview, 1995-2007", *Journal of the Society of Archivists*, 29(1), 2008, pp. 73-82.

Shepherd, Elizabeth, *Archives and Archivists in Twentieth Century England*, Farnham: Ashgate, 2009.

独立行政法人国立公文書館「アーキビスト養成・認証制度調査報告書」2019 年 11 月（白川栄美「２

イギリス」、21-38 頁）。
http://www.archives.go.jp/about/report/pdf/ninsyouhoukoku.pdf
中島康比古「イギリス国立公文書館の近年の取組―電子情報・記録の管理を中心に―」、『北の丸』第 43 号、2011 年、184-170(1-15)頁。